

報告第 1 号

令和 7 年度阪神水道企業団水道事業会計
予算繰越報告について

地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、令和 7 年度阪神水道企業団水道事業会計予算の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 7 日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越 を要するたな卸資産の購 入限度額	説 明
						企 業 債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	浄水施設整備事業	円 3,051,220,000	円 2,625,921,177	円 73,510,000	円 0	円 0	円 73,510,000	円 351,788,823	円 0	工程の見直し等
		配水施設整備事業	9,984,818,000	3,405,696,255	6,197,462,000	3,182,000,000	520,274,000	2,495,188,000	381,659,745	0	工程の見直し等
		営業施設整備事業	1,054,218,000	773,782,896	154,275,000	0	0	154,275,000	126,160,104	0	工程の見直し等
計			14,090,256,000	6,805,400,328	6,425,247,000	3,182,000,000	520,274,000	2,722,973,000	859,608,672	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
水道事業費用	営業費用	浄水事業	円 3,811,826,000	円 3,294,524,883	円 70,723,000	円 0	円 0	円 70,723,000	円 446,578,117	円 0	浄水事業の修繕工事において、予期せぬ装置の破損が判明し、一時的に施工を中断したことにより、年度内での完了が困難となったため。
計			3,811,826,000	3,294,524,883	70,723,000	0	0	70,723,000	446,578,117	0	

参考

地方公営企業法（ぬきがき）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。